

東大阪大学短期大学部 公的研究費不正防止計画

平成 27 年 4 月 1 日策定

令和 3 年 4 月 1 日改定

東大阪大学では、公的研究費の適正な管理運用・監査体制を行うため、東大阪大学公的研究費不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

I. 本学の責任体制としては、下記のとおりです。

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理のすべてにおいて最終責任を負う者
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
部局長（コンプライアンス推進責任者）	事務局長	公的研究費等の使用並びに申請についての実質的な責任と権限を持つ者

II. 不正使用防止計画

1. 責任体制の明確化

不正発生の要因	防止計画
責任体系が曖昧で、組織のガバナンスが機能しない。	最高管理責任者の適切なリーダーシップのもと、本学が定める公的研究費の管理運用・監査体制による責任体制に基づき、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の役割を明確化し、実効性のある管理監督に努める。
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	教授会等において、啓発活動を実施し、意識の向上を図る。また、責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	防止計画
公的研究費の事務手続きに関するルールが理解されていない。	公的研究費の使用に関しては、原則学内規程に基づき行っており統一されている。ルールに関しては、通知文等で定期的に周知し、適正運用の徹底を図る。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。</li> <li>・公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が希薄である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。</li> <li>・研修を行い、参加を義務付ける。</li> <li>・公的研究費の運営・管理に係る全教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。</li> <li>・不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。</li> </ul>

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正の発生する要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	不正使用の事案の調査から明らかになった不正使用の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に加える。

### 4. 適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	防止計画
予算執行が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生することへの懸念。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。</li> <li>・繰越のできる公的資金（科研費の基金等）については、そのルール及び手続き方法等を研究者に周知する。</li> </ul>
研究者の発注することのできる範囲が守られていない。	会計規程等を遵守させるとともに、説明会・研修会等により、周知・徹底を図る。
研究と直接関係ないと疑われる経費支出がある。	疑義が生じた経費申請については、研究者に使用目的を確かめたうえで、研究に必要と認めた場合のみ支出する。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、本学における「部物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより、他の業者へ注意喚起を行う。

### 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、通報を受け付ける窓口が不明瞭。	使用ルールの相談については、総務課に設置した相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。通報窓口については、「東大阪大学研究活動の不正行為への対応に関する規程」で定めた受付窓口について周知し、不正行為等の通報を受け付ける。

### 6. モニタリングの在り方

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	採択件数に応じた内部監査を実施する。件数が少ない場合は、通常監査・特別監査の両方を実施し、モニタリングが有効に機能する体制を整備する。

## III. 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。